

三鷹市ホームページ再構築業務プロポーザル仕様書

1 事業概要

(1) 委託業務名

三鷹市ホームページ再構築業務

(2) 履行場所

三鷹市が指定する場所

(3) 履行期間

契約確定日から令和9年1月31日まで（再構築したサイトの公開日は令和9年1月中旬頃を予定）

(4) 支払方法

令和8年3月の事業進捗報告をもって契約金額の約62%を支払い（1回目）、令和9年1月の検査完了をもって契約金額の約38%を支払う（2回目）ものとする。

(5) 目的

三鷹市ホームページは、前回のシステムリニューアルから16年、デザインリニューアルから7年が経過し、情報の検索性やモバイルユーザーへの対応、現行のCMS機能（コンテンツ作成機能）などに課題が生じている。

これらの課題を解決するために、三鷹市ホームページを再構築する。

(6) 基本方針

アクセシビリティ（障がいの有無に関わらず誰もが利用できること）の対応強化とユーザビリティ（使いやすさ）の向上を図り、市政情報のポータル及びデータベースとしてふさわしいサイトを構築する。

ア デザイン等の改善

「モバイルファースト」を実現し、スマートフォンで閲覧しやすいデザインとする。また、情報カテゴリーの再構築を行い、利用者が探しやすいサイト構成にする。

イ 検索機能の高度化

生成AIを活用した検索技術を導入し、あいまいな語句や関連語句に対応した検索機能を備えるほか、ユーザーの質問文に沿った検索結果を表示できるようにする。

ウ 職員にやさしいCMSの構築

業務の負担を軽減するため、ページ作成画面を簡素化し、職員が直感的に操作できる仕組みを提供することで、積極的な情報発信につなげる。

エ 情報の一元化と不要ページの整理

特設サイト（みたかきっずナビ等）や個別ページの情報を整理・統合し、常に最新情報に保つことで利便性を向上させる。

(7) 業務内容

主な業務項目は次のとおりとする。

- ア コンサルティング（UI/UXデザイン、情報設計、運用設計）
- イ CMSの導入・構築・設定
- ウ ホームページ運用の環境整備
- エ 関連ツールの設定（Google Analytics<以下「GA4」という。>、Google Search Console、Google Tag Manager、Google Looker Studio）
- オ データ移行（アクセシビリティ対応含む）
- カ 操作研修
- キ 操作・運用マニュアルの作成及び提供
- ク 運用サポート、保守、障害対応

(8) 再構築範囲

- ア 本業務の対象は下記ドメインに含まれるサイトとする。

◆<https://www.city.mitaka.lg.jp/>

※再構築後も現在と同じものを使用すること。

- イ 下記サイトは三鷹市ホームページに統合し、特集ページとして別のデザイン・レイアウトで構築する。構築した特集ページは三鷹市子育て支援アプリ「みたかきっずナビby母子モ」と連携させること（RSSによる新着欄の更新、リンク等）。また、下記サイトのドメインにリクエストがきたときに特集ページのトップページにリダイレクト設定すること。

◆三鷹市子育て支援サイト「みたかきっずナビ」

(<https://kosodate-mitaka.mchh.jp/>)

(9) スケジュール

市が予定しているスケジュールの概要は次のとおりである。なお、詳細なスケジュールについては、市と受託事業者との協議のうえ、決定する。

- ア 構築期間

契約締結日から令和9年1月中旬頃まで（予定）

- イ 本稼働及び公開後保守期間

ホームページ公開後から令和9年1月31日まで

(10) コンサルタント事業者との協力

本業務の実施に当たっては、市ホームページの運用支援・コンサルティング等を行う市内事業者と協力しながら進行すること。

2 新ホームページ構築コンサルティング・設計

(1) 三鷹市が提供する別紙「三鷹市ホームページCMS機能要件定義書」（参考資料1）

に基づいて、現行ホームページの問題点や改善点、不足点等を洗い出し、それらの内容を分析・整理し、解決となる設計を行うこと。また、解決策を反映したプロトタイプにて十分に検証すること。その際、スケジュールに無理がないよう事前調整を十分に図ること。

- (2) 新ホームページの構築に当たり、別紙「三鷹市ホームページのバリアフリー指針（ウェブ・アクセシビリティ・ガイドライン）」（参考資料2）を基に、ユーザビリティ・アクセシビリティの確保に最大限努めること。
- (3) あらゆるデバイスに合わせたサイトデザインを構築すること（レスポンス対応）。
- (4) 利用者が探している情報を見つけやすくする、サイト構成・検索手段を取り入れること。特に、グローバルナビゲーションやカテゴリー（ディレクトリ）構成については、現状維持とせず、アクセス解析等を踏まえ、発信者（各課）ではなくユーザー目線で分かりやすい設計内容を提案すること。
- (5) 職員がページの作成・更新を行う際に、誰もが直感的に操作できるCMSを選定、構築すること。
- (6) オープンデータについては、国や他自治体の動向等を注視し、運用の方向性に逆行しない設計を行うこと。

3 ホームページデザイン

(1) トップページデザイン

現行ホームページの課題、調達目的などを勘案し、「緑と水の公園都市」をコンセプトとする市のイメージに合ったトップページデザインを構築時に2パターン以上提案すること。また、様々な目的をもったユーザーが、戸惑うことなく操作できるUIやナビゲーション導線を施すこと。

(2) 下層ページデザイン

トップページのカラーやデザインに合わせて、カテゴリーページ、コンテンツページ、イベントページ、地図ページ、その他サイト構成上必要なページをデザインすること。

(3) 特集ページデザイン

提案したトップページに合わせて、災害時表示用トップページや子育て関連の特集ページ等をデザインすること。

(4) テンプレート

サイトデザインに合わせて、コンテンツ作成・編集などを行えるように各種テンプレートを業務用途に応じて複数作成すること。テンプレートの作成に当たっては、「デザインシステム」を策定・適用し、随時アップデートも行うこと。デザインシステムについては、デジタル庁のものを参考とすること。

(5) イラストマップの作成

トップページや下層ページなどで使用するイラストを必要に応じて作成すること（市役所などの周辺地図や庁舎フロアマップなど）。

(6) 現行GA4の継続利用及びタグ管理ツールの導入

リニューアルに当たっては、GA4ほか各種ツールや広告などのタグ管理効率化のため、Google Tag Managerを導入し、現在利用しているGA4タグをツール経由で設置す

ること。GA4プロパティは、現行のものを継続利用すること。また、Google Looker Studioについても現行のアカウントを引き続き使用し、継続利用できるよう、適宜改修を行うこと。

GA4の拡張計測機能も引き続き動作するようにすること。特にサイト内検索や動画については、計測に工夫が必要となる場合があるので、計測できることを確実に確認すること。

4 機能要件

(1) CMS要件

ア CMSは、市と同等の人口規模以上の地方公共団体ウェブサイトにおいて稼働実績をもつパッケージソフトであること。また、開発ベンダーによるサポートが確立された製品であること。本件委託先に依存せず、委託先が変わっても保守・運用に支障の出ない製品であること。

イ CMSに求める機能は別紙「三鷹市ホームページCMS機能要件定義書」（参考資料1）のとおり。なお、当該資料に記載するCMSの機能は、既存パッケージにはない複数社の製品・サービスとの組み合わせによる機能要件の達成も可とする。

ウ CMSを利用するために必要な一切の作業（利用者、組織情報、カテゴリ設定、テンプレート構築・設定など）を行うこと。

(2) システム要件

ア サーバ要件

(ア) Webサーバは24時間365日の運用とする。

(イ) CMSサーバは24時間365日の運用を基本とした体制を整え、システムメンテナンスなどで計画停止をする場合は事前連絡の上、基本的に本市業務時間外に作業する。

(ロ) サーバのスペックについて、アクセス件数、ソフトウェア、リニューアル後のコンテンツ容量の予測等を勘案し、構築すること。また、運用期間中にコンテンツ数・アクセス数が増加しても原則別途費用が発生しないこと。

(エ) CDN（Content Delivery Network）と連携し、通常時を大幅に超えたアクセスがあった場合でも安定した運用ができること。

(オ) 更新したコンテンツは、CMSサーバから公開サーバに構成情報等のデータを即時でアップロードされる仕組みとする。CMSサーバから公開サーバへのデータ転送は暗号化する等セキュリティに配慮すること。

(カ) 暗号化技術を利用したFTPS、FTP 等で市がコンテンツのアップロードが随時可能なこと。

(キ) バックアップは意図しないデータ消失に備えて、最低でも1日前のデータに復旧できること。

イ ネットワーク要件

- (ア) CMSサーバと公開サーバはクラウドサービスで提供すること。庁内端末からCMSサーバにインターネット経由でアクセスし、コンテンツを作成・更新する。その間の通信は暗号化通信等セキュリティを確保すること。
 - (イ) CMSサーバと公開サーバは、ISMAPに登録されたクラウドサービスで提供すること。
 - (ウ) 公開サーバは、CDN (Content Delivery Network) と連携し、通常時を大幅に超えたアクセスがあった場合でも安定した運用ができること。
 - (エ) 災害時等緊急の場合を除き、基本的にCMSへのアクセスについては、特定のグローバルIPアドレスのみを許可する等、第三者からのウェブサイトの改ざん等を防止し、安全性に考慮して運用できること。
 - (オ) 災害時等において庁内端末以外からでも情報更新等ができる仕組みを考案し、その実現方法を提案すること。なお、セキュリティ面には十分配慮すること。
 - (カ) 東京都セキュリティクラウドを経由しての通信を前提とすること。
- (3) セキュリティ要件
- ア サイト内の全ページにおいて常時SSL暗号化通信に対応すること。SSLの更新手続きについては、受託者が責任を持って行うこと（取得したSSL証明書は、市の求めに応じて市が指定する提供先へ提供可能であること）。
 - イ 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。また、情報漏えい対策が十分に講じられていること。
 - ウ 運用するサーバについては、ウイルス対策ソフトを常に最新バージョンに維持してウイルス感染を防止すること。
 - エ ソフトウェアは、セキュリティホール等に対する最新の対策を行った上で導入すること。
 - オ 以下のような、ウェブサイト改ざんを検知する機能があること。
 - (ア) 改ざんを検知した際には管理者に通知するとともに速やかに自動修正すること。
 - (イ) 修正の際には改ざんされたデータを別途保存してから行うこと。
 - (ウ) 改ざん検知はトップページだけではなく、サイト全体を対象とすること（動的な仕組みを除く）。
 - (エ) 改ざん検知はHTMLファイルだけではなく、添付ファイル、画像、JavaScript等、全ファイルを対象とすること。
 - (オ) 改ざん検知はファイルの一部のみではなく、ファイル全体を対象とすること。
 - (カ) 改ざん検知は1時間に1回以上行うこと。
 - カ FTPサーバにアクセスできるホストを制限し、不正なホストからの侵入を防ぐ機能を提供していること。
 - キ セキュリティホールが見つかったソフトウェアについては、速やかにセキュリティパッチを当てること。

ク ログを直近90日以上保存すること。

5 前提条件

(1) 現行のホームページの規模及び運用環境

ア ページ数 (htmlファイル)

約37,000ページ

イ サイトアクセス数

(ア) トップページ平均月間ページビュー数 313,320件 (令和6年度)

(イ) サイト全体の平均月間ページビュー数 349,055件 (令和6年度)

ウ 庁内端末環境

(ア) OS: Windows10、Windows11

(イ) ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome

(2) 再構築後の条件

ア CMS利用者数

(ア) 管理者約5ユーザー (研修用4ユーザー含む)

(イ) 承認者 (課長) 約85ユーザー (研修用25ユーザー含む)

(ウ) 承認者 (係長) 約60ユーザー

(エ) 作成者約80ユーザー (研修用25ユーザー含む)

(オ) 緊急用約10ユーザー

イ 庁内端末環境

(ア) OS: Windows10、Windows11

(イ) ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome

※本契約期間中に庁内端末において、より高いバージョンのブラウザを利用することになった場合は無償対応とすること。

※災害等により市役所庁内でホームページの更新作業ができない緊急時は、MacBookやiPad (safari) を使用して更新作業を行う場合があることを考慮すること。

6 ウェブアクセシビリティ

(1) 目標とする達成等級

JIS X 8341-3:2016レベルAAに準拠とし、対象範囲は再構築後のホームページで公開する全てのコンテンツとする。ただし、ブラウザの拡張機能 (プラグインなど) を必要とするコンテンツ (PDFファイル、動画ファイルなど) や市が別途指示するコンテンツなどは対象外とする。

また、「三鷹市ホームページのバリアフリー指針 (ウェブ・アクセシビリティ・ガイドライン)」 (資料2) や、WCAG 2.2についても準拠するように努めること。

(2) 試験の実施

ウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016試験実施ガイドラ

イン」に基づく試験を実施し、適用する達成基準の要件を満たすことを確認すること。

(3) 試験実施後の修正

試験の実施で指摘があった事項について市に報告し、必要に応じて修正対応を行うこと。

7 データ移行要件

(1) 移行対象

市ではホームページの再構築を行い、約10,000ページの移行を予定している。移行ページは、市が指定することを予定しているが、必要に応じて現行のデータを分析・整理し、移行ページに関する提案も行うこと。

なお、この移行ページ数は目安であり、「1(7) 再構築範囲」で示すコンテンツは原則として対象とし、多少の増減があることに留意すること。

(2) 移行計画

スケジュール、市及び受託業者の役割分担、完了時の検証方法など、全体的なルールを記したデータ移行計画書を作成すること。

(3) 移行管理表の作成

移行する全ページを対象として、新しく掲載するカテゴリーや所管する所属情報などの属性情報を記した移行管理表（Excel形式の一覧）を作成すること。

(4) 移行の実施

ア データの移行は、前述の「移行管理表」に基づき移行すること。また、添付されている画像・文書ファイルなども併せて移行すること。

イ 移行後のデータは、職員がCMSを用いて修正、公開、削除が行える状態にすること。

ウ 移行期間中に発生した差分についても確実に移行するよう支援すること。

(5) 移行後の検証

ア 移行作業後のページは「6 ウェブアクセシビリティ」のチェックを満たすとともに各ブラウザで適切に表示されるかを確認すること。

イ 市の検証において不備が発覚した場合は、受託業者にて修正対応を行うこと。

(6) 移行ページのリダイレクト対応

移行する約10,000ページについては、概ね1年間程度リダイレクト設定を行うこと。

※データの移行作業に当たり、現行CMSで使用しているデータベース構造（スキーマ情報等）の提供も可（応相談）。

8 稼働テスト

(1) 新ホームページの開発に当たり、適宜、作成者や閲覧者などによる動作確認（テスト）を行う機会を設けること。

(2) 動作確認（テスト）で得られた結果は、その後の構築に活用し、必要に応じて修正等の対応を行うこと。

(3) 本仕様書「1 (10) コンサルタント事業者との協力」に記載する事業者も稼働テストに参加できるようにすること。

(4) 新ホームページ公開前の最終段階には、本番環境下での総合試験を実施すること。
なお、総合試験の内容については、市と協議のうえ決定する。

9 職員研修

職員が当該業務への理解を深めるとともにシステムへの習熟を深めることができるように、以下のとおりCMS操作研修会を行うこと。

(1) 作成者向け研修

実際にCMSを操作しながら学習する形式の研修会を実施すること。システムの説明、ページ作成方法、ページ作成から公開までの流れ、アクセシビリティの基礎説明を含めること。

- ・対象人数約200人 3時間×8回（1回当たり最大25人）

(2) 承認者向け研修

承認者向けの基礎説明を行うこと。

- ・対象人数約50人 2時間×2回（1回当たり最大25人）

(3) 管理者向け研修

管理者向けの基礎説明を行うこと。

- ・対象人数約4人 半日×1回

(4) 研修用資料

研修会用マニュアル及び研修会に必要な資料の作成を行い、電子データにて納品すること。また、研修会に必要な資料の印刷を行うこと。

(5) 研修環境

対面研修の場合は、研修会場やプロジェクター、スクリーンを市が準備し、研修用のパソコン、インターネット接続環境等を受託者が準備する。

オンライン研修の場合は、市職員が自席で研修を受講できるように、操作研修用のページにアクセスできる準備を受託者が行い、オンライン会議アプリ等を用いて研修を行うこと。オンライン研修の場合も1回に受講できる人数は、概ね上記のとおりとする。オンライン研修を実施する場合には、事前に市情報推進課も含め、入念に打ち合わせを行い、研修を受講しない職員の通常業務の妨げにならないように実施すること。

10 システム保守・運用要件

新ホームページ公開日から1月31日までは、システムの稼働に支障がないか備えるとともに、市からの要請により修正作業等が必要になった場合は対応すること。

11 納品物

契約期間内に次の書類を電子データにより提出すること。印刷物と書かれたものは、紙に印刷したものも1部納品すること。

- (1) プロジェクト計画書
- (2) ウェブサイト構成設計書
- (3) データベース設計書
- (4) デザイン設計書
- (5) データ移行計画書
- (6) テスト結果報告書
- (7) アクセシビリティ試験結果
- (8) 作成者及び承認者向けマニュアル（印刷物）
- (9) 管理者向けマニュアル（印刷物）
- (10) 研修用マニュアル（印刷物）
- (11) 運用マニュアル（印刷物）

12 その他

- (1) 受託者から市に引き渡された成果物の所有権、著作権、その他当該成果物を利用するために必要な一切の権利は、当該引渡しの時点をもって全て市に帰属する。
受託者は、前項の成果物につき、市に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務の実施に当たり、受注者の責により市または第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (3) 受託者は、事前に文書をもって市の承諾を得た場合、本委託業務の実施に当たって一部の業務を受託者の責任において再委託先に委託することができるものとする。ただし、再委託を行う場合は市の承認を得たうえで再委託するものとする。
- (4) 秘密情報保持
受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 生成 AI の使用に関する明示
本業務において、生成 AI（ChatGPT、Claude、Gemini 等）を使用する場合は、市が事前に明示した範囲に限るものとし、それ以外については事前に申告し、承諾を得なければならない。
- (6) 本仕様書は、主要事項を示したものであり、本仕様書に示されていない事項についても、本業務として当然実施すべき事項については、実施されるものとする
- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ決定すること。